

熊 野 市 農 業 委 員 会

第 1 2 回 総 会

平成 2 8 年 2 月 1 0 日

第12回熊野市農業委員会総会議事録

日 時 平成28年2月10日(水)

午前 9時30分～

場 所 熊野市文化交流センター

多目的ルーム

(出席委員)

会 長 仲 森 廣 光

委 員

多 川 進 坂 口 輝 之 山 本 肇 井 谷 雄 二

原 田 稔 夫 森 岡 正 樹 松 田 良 広 大 江 愛 久

岡 田 住 夫 室 谷 政 輝 松 本 源 一 榎 本 満

須 崎 誓 晤 杉 谷 俊 毅 増 田 幸 美 山 口 政 高

辻 本 浩 規 福 岡 淳 史 浦 坪 昇 小 瀬 功

福 山 康 子 栗 須 幹 生

(欠席委員) 栗 原 清 志 大 橋 秀 行

(事務局) 事務局長 山口耕作 農政係長 鈴木 健 係 竹原千名

会議次第

1. 議事

第1号議案 農地法第3条許可審議の件

第2号議案 農地法第5条許可審議の件

承認事項 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について

議 長 皆様おはようございます。委員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。ただいまの出席委員は、23名であります。欠席の届出は、18番大橋委員から出されております。

定足数に達しておりますので、ただいまから熊野市農業委員会第12回総会を開会いたします。

最初に議事録署名委員の指名についてであります。熊野市農業委員会総会会議規則第10条第3項に議長が指名するとなっておりますので、24番福山委員、25番栗須委員の2名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。事務局に総括表の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 第12回総会総括表。3条所有権の移転は、1件で田1,906㎡、計1,906㎡でございます。5条所有権の移転は、3件で畑2,158㎡、計2,158㎡でございます。承認事項といたしまして、農業経営基盤強化促進法による利用権の設定は、2件で田2,156㎡、計2,156㎡でございます。合計は、6件で田4,062㎡、畑2,158㎡、総合計は、6,220㎡でございます。以上です。

議 長 第1号議案農地法第3条の規定による所有権の移転許可申請につきまして提案いたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、五郷町寺谷字大田■■■■番、台帳田、現況休耕、面積370㎡ほか計4筆1,906㎡でございます。譲渡人は、五郷町寺谷■■■■さん。理由は、耕作していた母が高齢となったため譲渡を希望ということでございます。譲受人は、奈良県吉野郡下北山村■■■■さん。所有面積、耕作面積とも60aです。農作業歴は、12年です。通作距離又は時間は、自宅より19分です。世帯員等従事者は、1人です。理由は、規模拡大し、茶栽培をするということでございます。

第1号議案の1番については、申請書の内容等書類審査において農地全ての効率的利用等農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの第1号議案につきまして、地元委員さんからの説明をお願いい

たします。所有権移転の1番について、神川町お願いいたします。

17番（増田委員） 17番、増田です。

第1号議案の1番についてご説明申し上げます。

譲渡人及び譲受人から現地で聞き取りをさせていただきました。譲渡人■■■■さんの母が耕作をしておりましたが、高齢となり、4年余り耕作を放棄し、保全管理のみを行っておりました。最近、それもままならなくなり譲渡しを希望していたところ、近隣の遊休農地を茶畑として再生している下北山の■■■■さんとの話がまとまったとのことでございます。譲受人の■■■■さんは、既に7千本余りの茶の苗木を植えており、以前、五郷地内で求めた農地も申請に沿って適切に活用管理されており、また、農業とりわけお茶に対する耕作意欲が強いことから経営規模を拡大するものであります。申請農地のうち■■■■番地及び■■■■番地については、大又川に隣接し、しかも低い農地のため4年余り前の台風12号で土砂が堆積しているため、当面は再生のための保全管理になるとのことでございます。譲受人は、お茶の販路や将来の農業生産法人化についても構想を持っておられ、また、荒廃農地が減ることからこの案件につきましては、地元委員として何ら問題ないと思っておりますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長 第1号議案につきましては、地元委員さんからは、許可については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

（なし）

議長 ありませんか。

特にご意見もないようですのでお諮りいたします。第1号議案農地法第3条の規定による所有権の移転許可申請につきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしとのことですので、第1号議案につきましては、原案を承認することと決定いたします。

次に、第2号議案農地法第5条の規定による農地転用の許可申請につきまして、知事に意見を附するため提案いたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。それでは、事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、有馬町字渡井田■■■■番■■■、台帳畑、現況畑、面積989㎡ほか計2筆1,764㎡でございます。譲渡人は、有馬町■■■■さん。譲受人は、有馬町■■■■さん。転用の目的・施設の内容等ですが、太陽光発電施設用地で、太陽光パネル敷地面積1,764㎡、太陽光パネル設置面積1143.19㎡、太陽光パネル設置割合64.8%、発電量164.22kw、パネル下変電設備等9台設置ということでございます。添付書類といたしまして位置図、現況図、案内図、土地利用計画図、誓約書、経済産業省の太陽光発電設備認定通知書の写し、電力需給契約申込書の写し、■■■■さんの同意書、始末書、公図の写し、土地登記事項証明書が添付されております。

2番、有馬町字松原■■■■番■■■、台帳畑、現況休耕、面積176㎡でございます。譲渡人は、有馬町■■■■さん。譲受人は、有馬町■■■■さん。転用の目的・施設の内容等ですが、貸駐車場5台分ということでございます。添付書類といたしまして位置図、現況図、案内図、土地利用計画図、誓約書、公図の写し、土地登記事項証明書が添付されております。次のページをお開きください。

3番、金山町字南野■■■■番■■■、台帳畑、現況休耕、面積218㎡でございます。譲渡人は、金山町■■■■さん。譲受人は、金山町■■■■さん、■■■■さん。転用の目的・施設の内容等ですが、倉庫、資材置場、駐車場用地ということでございます。添付書類といたしまして位置図、現況図、案内図、土地利用計画図、建物平面図、建築確約書、■■■■さんほか3名の同意書、公図の写し、土地登記事項証明書が添付されております。

第2号議案の1番、2番、3番につきましては、申請書に記載された内容等書類審査及び現地調査の結果から、転用事業の確実性等農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの第2号議案につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。所有権移転の1番について、有馬町お願いいたします。

11番（室谷委員） 11番、室谷です。

第2号議案の1番について説明いたします。

場所は、■■■■の裏に当たります。現在みかん栽培を行っておりますが、そのみかん栽培の一部に太陽光パネルを設置する予定でございます。これにつきましては、書類上の不備がございまして、事前着工をしております。

して、それにつきましての始末書が添付されております。

■■■■さんと■■■■さんは親子関係になります。

隣接の農地については、■■■■さんが該当するんですが、同意書が添付されております。この案件につきましては、地元委員としましては、何ら問題ないと思いますのでよろしくご審議のほどお願いします。

議長 次に、2番についてお願いいたします。

10番（岡田委員） 10番、岡田です。

第2号議案の2番について説明させていただきます。

転用の目的は、先ほど事務局より説明があったとおりで、貸駐車場であります。車5台分ということであります。

譲受人の■■■■さんの住宅の横にあります。現地は、芝園の■■■■より西へ100mくらいの所でありまして、周囲は住宅地で道が狭くて駐車場所がほとんどないところだと思います。

この案件については、地元委員としては何ら問題ないと思いますのでよろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長 次に、3番について金山町お願いいたします。

14番（須崎委員） 14番、須崎です。

第2号議案の3番について説明させていただきます。

転用の目的は、先ほど事務局より説明があったとおりで、譲受人の■■■■さんは電気工事業を営んでいる方で、自宅に隣接している■■■■さんの所有地を譲り受けて倉庫を建築し、資材置場、駐車場にするということであります。

現地は案内図にありますように、県道御浜北山線を■■■■から御浜町方面へ約500メートル行ったところの道路沿いに自宅があり、その裏になります。

また、隣接している農地の所有者の同意書も添付されております。排水等の処理も問題ありません。

この案件につきましては、地元委員として何ら問題ないと思いますので、よろしくご審議下さるようお願いいたします。

議長 第2号議案につきましては、地元委員さんからは許可については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

(なし)

議長 ありませんか。

特にご意見もないようですので、農地部会長さん何かご意見があれば発言をお願いいたします。

農地部会長（多川委員） 1番、多川です。

第2号議案の1番、2番、3番につきましては、地元委員さんが皆問題がないということですので、私もそのように思います。以上です。

議長 農地部会長さんからは、特に問題がないとのことですのでお諮りいたします。第2号議案農地法第5条の規定による農地転用の許可申請につきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、第2号議案につきましては原案を承認することと決定し、その旨の意見を附し知事に進達することといたします。

次に、承認事項1農業経営基盤強化促進法による利用権の設定についてを議題といたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

それでは、事務局に議題の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、育生町長井字小原■■■■番、台帳田、現況田、面積499㎡でございます。利用目的といたしましては、水稻栽培をするということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、育生町長井■■■■さん。借受人は、育生町長井■■■■さん。取り扱いは、熊野市農地銀行育生支店。期間は、公告の日から3年間で再設定ということでございます。

2番、育生町尾川字木屋元■■■■番、台帳田、現況田、面積1,657㎡でございます。利用目的といたしましては、水稻栽培をするということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、井戸町■■■■さん。借受人は、育生町長井■■■■さん。取り扱いは、熊野市農地銀行育生支店。期間は、公告の日から3年間で再設定ということでございます。

承認事項1については、いずれも農地の全ての効率的利用等、農作業常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上です。

議長 ただいまの承認案件につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。1番及び2番について、育生町お願いいたします。

20番（辻本委員） 20番、辻本です。

利用権設定についての1番と2番両方説明させていただきます。

内容につきましては、事務局から説明があったとおりで、再設定でもありますので何の問題もありません。承認のほどよろしく願いいたします。以上です。

議長 ただいまの承認事項1につきましては、地元委員さんからは、承認については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきましてご意見があれば発言をお願いします。

(なし)

議長 ごございませんか。

特にご意見もないようですので、お諮りいたします。承認事項1 農業経営基盤強化促進法による利用権の設定についてにつきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、承認事項1につきましては、原案を承認することと決定いたします。

議長 これをもちまして、本日の総会に附議された議案、承認事項等はすべて議了いたしました。ほかに何かございませんか。

(なし)

議長 なければ、事務局から連絡事項がございます。事務局。

事務局 それでは事務局から連絡事項を申し上げます。

お手元に配布させていただいておりますように、三重県農業会議、熊野地方部会主催の農業委員会委員研修会が、2月26日金曜日、午前10時から午後4時までの予定で、三重県熊野庁舎5階の大会議室で開催されます。御浜町、紀宝町の農業委員さんも参加されますので、委員の皆様には、万障お繰り合わせのうえ、多数ご参加くださいますようお願い申し上げます。

なお、会場及び昼食弁当の準備等の都合がございますので、研修会に参加できない方は、2月19日、金曜日までに、事務局までご連絡をお願いいたします。

また、県庁舎の前の駐車場は、大変狭く、混雑しますので、できるだけ乗り合わせでお越しいただいたほうが良いのではないかと思いますのでよろしく願いいたします。

続きまして、次回の現地調査は、3月1日、火曜日、午前8時30分に市



役所を出発いたしますので、関係される委員さんにはよろしくお願いいたします。

また、次回の第13回総会は、予定表では3月10日としていたところなのですが、議会等の都合によりまして3月9日、水曜日、午前9時30分から、場所につきましては、市民会館の会議室での開催に変更させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。駐車場も市民会館の横にございますので、ご利用くださいますようお願いいたします。事務局からは以上でございます。

議長 これをもちまして、第12回総会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(閉会 午前9時52分)